



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○特許法施行規則等の一部を改正する
省令 (経済産業三)

〔告 示〕

○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件

(東北地方整備局一〇〇一四)

○道路に関する件

(関東地方整備局一四〇一七)

○都市計画に関する件

(北陸地方整備局二)

○道路に関する件

(中部地方整備局二〇四)

○道路に関する件

(九州地方整備局一一、一二)

○道路に関する件

(北海道開発局六〇一〇)

○登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出に関する件
(沖縄総合事務局一)

〔官庁報告〕

法 務

決定 (最高裁判所)

産 業

日本工業規格

(経済産業省、国土交通省)

国家試験

平成二十九年一級土木施工管理技術

検定及び二級土木施工管理技術検定の

実施について (国土交通省)

平成二十九年一級建築施工管理技術

検定及び二級建築施工管理技術検定の

実施について (同)

平成二十九年一級電気工事施工管理

技術検定及び二級電気工事施工管理技

術検定の実施について (同)

平成二十九年一級管工事施工管理技

術検定及び二級管工事施工管理技術検

定の実施について (同)

平成二十九年一級造園施工管理技術

検定及び二級造園施工管理技術検定の

実施について (同)

平成二十九年一級建設機械施工技術

検定及び二級建設機械施工技術検定の

実施について (同)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、税理士

証票無効・登録抹消、平成二十八

年度管理業務主任者試験合格者関係

地方公共団体

行旅死亡人、農業協同組合法第七十

三条第四項で準用する法第六十四条

の二の届出関係

会社その他

会社決算公告

省 令

○経済産業省令第三号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律 (平成二十八年法律第八号) の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月二十日

経済産業大臣 世耕 弘成

特許法施行規則等の一部を改正する省令

(特許法施行規則の一部改正)

第一条 特許法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十号) の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条の十四」を「第三十八条の十四の二」に改め、「第三十八条の十五」を「第三十八

条の十四の三」に改める。

第四条の二第五項第二号中「第六十七条の四」の下に「同法第六十七条の八において準用する場

合を含む。」を加える。

第三十八条の十五の見出し中「延長登録」を「特許法第六十七条第四項の延長登録」に改め、同

条中「特許権の存続期間」を「特許法第六十七条第四項」に改め、第四章の四中同条の前に次の三

条を加える。

(特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての願書の様式)

第三十八条の十四の三 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての願書は、様式第五十

五の二により作成しなければならない。

(期間の算定の根拠を記載した書面)

第三十八条の十四の四 特許法第六十七条の二第二項の書面には、次に掲げる事項を記載しなけれ

ばならない。

一 特許出願の年月日

二 出願審査の請求があつた年月日

三 基準日

四 特許権の設定の登録の年月日

五 基準日から特許権の設定の登録の日までの期間

六 特許法第六十七条第三項各号に掲げる期間に該当する期間の内容並びにこれらの期間の初日

及び末日

七 特許法第六十七条第三項各号に掲げる期間を合算した期間 (これらの期間のうち重複する期

間がある場合には、当該重複する期間を合算した期間を除いた期間)

八 延長可能期間

2 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願をしようとする者は、当該出願の願書に必要な事項

を記載して同法第六十七条の二第二項の書面の添付を省略することができる。

(特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての査定の記載事項)

第三十八条の十四の五 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての査定には、次に掲げ

る事項を記載し、査定をした審査官がこれに記名押印しなければならない。ただし、拒絶をすべ

き旨の査定をする場合は、第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 特許法第六十七条第二項の延長登録出願の番号

二 特許番号

三 延長の期間